

公 告

令和5年11月21日

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 福島将臣

下記のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 多用途ヘリコプター（UH-1J）（解体条件付） 別紙第1内訳書及び別紙第2品目内訳表のとおり
- (2) 引渡場所 陸上自衛隊旭川駐屯地
- (3) 引渡完了及び解体期限 令和6年3月29日（金）（代金納付の日から30日以内）

2 競争参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において、「物品の買受け」の「C」以上の格付けを有する者（資格審査結果通知書（写））を入札開始前に提出すること
- (4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第3「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 現場説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、事前に現物の確認をしたい場合は官側との調整による。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊旭川駐屯地会計隊入札室
- (2) 日 時 令和5年12月20日（水）10時00分～

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 免 除
但し落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 契約保証金 免 除
但し契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

7 無効入札

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があつた場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

8 落札決定方法

総額（税別）が当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

10 その他

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (3) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (4) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (5) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。
- (8) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」
- (9) 郵便による入札は認めるが、令和5年12月19日（火）17：00までに会計隊契約班必着とする。その際下記入札担当者に到着の有無を確認すること。
- (10) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
 - (11) 本入札は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。
 - (12) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班 担当：鈴木
TEL：0166-51-6111（内線3348）
FAX：0166-51-6040

1.1 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：旭川商工会議所、旭川駐屯地第343会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nse/fin/>
- (2) 掲示期間：令和5年11月21日 ～ 令和5年12月20日

品目内訳書

別紙第2

連番	品名	重量合計	単位	備考
1	アルミ	549.0	k g	エンジン・通電機器等を除く
2	鋼	209.0	k g	〃
3	チタニウム	54.0	k g	〃
4	マグネシウム	59.0	k g	〃
5	銅	56.0	k g	〃
6	非金属	145.0	k g	〃
		以下余白		
		1,072		

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済航空機売払い		作成年月日	令和5年10月27日
		作成部隊名	第2飛行隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第2飛行隊において保有する使用済多用途ヘリコプターUH-1J（以下“航空機”という。）の売払い及びこれに伴う解体について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるほか、GLT-CG-Z000001AAによる。

1.2.1

使用済航空機

陸上自衛隊で不用となった航空機のことをいう。

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

官側が示す箇所を重機等の破壊器材等を用いて切断、破壊及び押し潰す等によって原形をとどめず、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用できないようにする。

また機内・機外に装着された機能部品も、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用できないようにする。

2.2 解体要領

解体要領及び解体例について付紙第1及び第2に示す。細部は監督官の指示を受ける。

2.3 清掃

作業終了後、契約の相手方において解体及び引渡場所の清掃を行うものとする。清掃にあたっては、解体破片が残らないように実施するものとし、解体において附帯発生する廃棄物については、関連法令に基づいた適正な廃棄処分を行うものとする。清掃終了後は、官側の点検を受けるものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に準じ実施する。

4 提出書類

表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	数量	提出先	提出時期	様式
1	作業工程表	1	監督官等	契約後速やかに	随意
2	解体証明書	1		解体完了後速やかに	付紙第3のとおり
3	受領書	1		引渡し時	付紙第4のとおり

5 禁止事項

5.1

この売払いは解体を条件とした航空機（搭載部品含む）を売買する事が目的であり、売払物品本来の機能・性能を発揮又は回復及び再使用可能な状態で他者に売払うことを禁ずる。また、知り得た装備品の性能にかかわる情報を他者に公開及び提供を禁ずる。

5.2

駐屯地内において、許可された場所以外への無断立入及び撮影等を禁ずる。

5.3

作業時の火気及び電熱器具の使用を禁ずる。

6 注意事項

6.1 作業時の注意事項

6.1.1

契約の相手方は、必ず監督官の立会いの下、作業を実施するものとする。

6.1.2

解体作業時の騒音、振動及び破片の飛散を抑えるよう注意を払う。

6.1.3

作業は、契約の相手方の責任において行うものとし、作業中の事故（人身および物損）および官側の物件などに損傷を与えた場合は、契約の相手方が責任を負うものとする。

6.1.4

機体及び部品から抜き取りえなかった燃料及び油脂類への引火に十分注意すること。

6.2 資材

6.2.1

解体及び搬出並びに清掃に必要な資材は、契約の相手方が準備するものとする。

6.2.2

数日にわたる解体により、使用する資材を作業現場に残置する場合は監督官と調整するものとする。また、残置する資材は最小限とするとともに、格納庫内の緊急搬出の妨げにならないよう配慮すること。（駐車位置は、官の指示に従うものとする）

この際、いかなる資材への損傷及び盗難についても官側は責任を負わないものとする。

6.3 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって、次の事項について契約担当官の承認を得て官側の無償支援を受けることができるものとする。

6.3.1

駐屯地施設の使用

6.3.2

作業に必要な電力、水の無償使用

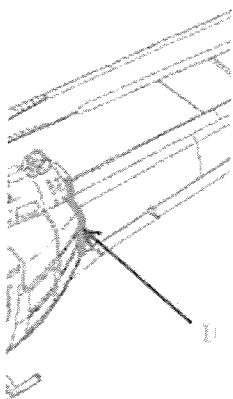
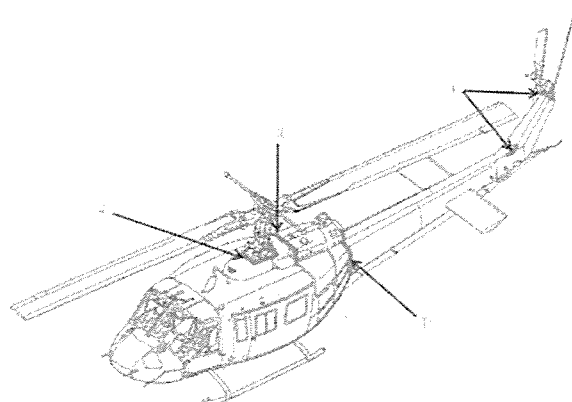
6.3.3

その他契約履行に必要な事項

7 疑義

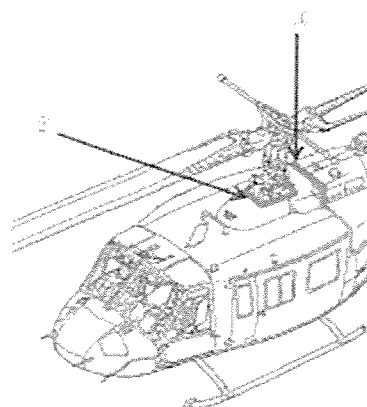
本契約の履行にあたり疑義が生じた場合は、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

多用途ヘリコプター（UH-1 J）機体解体要領



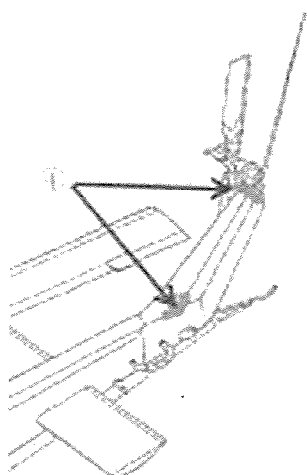
①

胴体を切断（分割）する



②③

回転翼（ローター）の根元部分を破壊する



④

ギア・ボックス取付部を切断
ギア・ボックスが装着されていた場合は、
ギア・ボックスを破壊する

示された位置を切断し、売却物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。また拔出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

機体解体例



航空器材解体例



売払物品の本来の機能・性能が発揮又は回復及び再使用が不可能な状態にする。また抽出し得なかった油脂等への引火に注意すること。

令和 年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 〇〇〇〇 殿

代表者名 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名
- 2 解体装備品等の名称及び数量
- 3 解体実施日 令和 年 月 日
- 4 立会者

印

注記 用紙の規格は、JIS P 0138のA4とする。

引 渡 者		官職氏名印		年 月 日	受 領 書		年 月 日	担当者印				
物 品 管 理 官	取 扱 者 印	年 月 日	証 書 番 号	取 扱 者 印	所在地、会社名、代表者名印		契 約 番 号					
	取 扱 者 印								受 領 者・契 約 者	契 約 根 拠		
	取 扱 者 印										受 領 者 印	備 考
引 渡 者	取 扱 者 印	年 月 日	証 書 番 号	取 扱 者 印	証 書 年 月 日	証 書 年 月 日	証 書 番 号	記 録 区 分				
	取 扱 者 印								受 領 年 月 日	非 消 費 区 分	程 度	單 位
	取 扱 者 印											
資 料 種 別	相 手 方 番 号	処 理 年 月 日	物 品 区 分	証 書 年 月 日	規 格	非 消 費 区 分	程 度	單 位	数量	処 置 コー ド	摘 要	
物 品 番 号	物 品 番 号 及 び 品 名											

調達要領指定書	調達要求番号	要求番号第1号
	調達要求年月日	令和5年11月20日
	作成部隊	第2飛行隊
	作成年月日	令和5年11月10日
品名	使用済航空機	
仕様書番号	W000001Z	

指定事項：

1 品名・数量等

連番	器名	規格	単位	数量
1	多用途ヘリコプター	UH-1J 41871号機	UN	1

2 引渡場所

引渡場所は、「旭川駐屯地」とする。

3 契約上の要求事項

(1) 解体作業等

ア 売約済みの物品を業者が自衛隊施設内で解体を希望する場合は事前にその地域の指定を受けなければならない。

イ 解体作業に火気を使用する場合は消火器等備え付け火災予防に注意しなければならない。

(2) 搬出作業

業者が取得した物品を搬出する際は第2飛行隊整備班検査陸曹の点検を受けた後搬出する。

(3) その他

ア 解体作業及び搬出作業は自衛隊の課業時間内とする。

イ 取得物品の搬出は努めて早く実施するものとしてその期間は第2飛行隊整備班検査陸曹と調整する。

ウ 取得物品は原形のまま使用してはならない。

4 官側の立ち会い

引渡時に係りの点検立会を実施する。解体及び溶解については、必要に応じ官側の立会を実施する。

5 完了検査の要領

解体証明書又は溶解証明書の確認をもって完了とする。

6 書類提出先等

〒070-8630 北海道旭川市春光町国有無番地
陸上自衛隊旭川駐屯地第2飛行隊（整備班検査陸曹気付）
電話 0166-51-6111（内線3746）